## 第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 開催日時 令和3年3月1日(月)開会 午前11時 閉会 午前11時25分

2 開催場所

庁議室

3 出席者

本部長:市長、副本部長:副市長、教育長

本部員:企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、

こども子育て部長、都市整備部長、消防長、教育部長、監査委員事務局 長、尾張旭市長久手市衛生組合事務長、総合推進室長

## 4 情報共有

緊急事態宣言の解除への対応について

- ・政府対策本部は特別措置法に基づく緊急事態宣言について、2月末で1都3県 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)を除く、6府県(愛知県、岐阜県、 大阪府、京都府、兵庫県、福岡県)で解除することを決定した。
- ・愛知県では、緊急事態宣言の解除の決定を受け、解除後も感染の再拡大を確実に防止し、第3波の終息にむけ、必要な対策を継続することなどを目的とした「愛知県厳重警戒措置」を3月1日(月)から14日(日)まで発出することを決定した。
- ・厳重警戒措置では、営業時間の短縮要請が21時まで、不要不急の行動自粛も特に21時以降に、また、3月・4月の行事については、卒業式・入学式等は対策を徹底するなどが示された。

## 5 議題

イベント等の開催及び公共施設の利用制限への対応方針について

- (1) イベント等の開催について
  - ・緊急事態宣言の解除の伴い、愛知県厳重警戒措置及び市の感染状況を踏まえ、 市の主催するイベント等の開始及び公共施設の利用制限について、対応方針を変 更する。
    - (ア) イベント等の開催制限の目安については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、開催に当たっては、「イベント開催における新型コロナウイルス感染症対策運営マニュアル」を参考に感染防止対策を講じた上で開催する。
    - (イ)人数制限の目安は、5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大き い方とする。

- (2) 公共施設の利用制限について
  - ・国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で 運用を変更する。
  - (ア) 施設の利用時間は、3月7日(日)までは、最大で午後8時までとする。 3月8日(月)から3月14日(日)までは、最大で午後9時までとする。
  - (イ)人数上限は、収容定員の概ね50%以下とする。
  - (ウ) 施設内の飲食については、極力避けるよう案内する。
  - (エ) これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした 場合の使用料、利用料の全額還付の取扱については、当面の間、継続する。
  - ・最近の本市の感染者の傾向として、高齢者の感染が続いていることから、3月 7日(日)までは、これまでの利用時間の制限を継続する。
  - ・今後の本市の感染状況によっては、利用制限の時間について延長することも検 討する。

## 6 その他

・新型コロナウイルスワクチンの接種体制について情報共有を行った。